

國學院大學學術情報リポジトリ

日本の多胎児伝承

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤崎, 咲子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001584

日本の多胎児伝承

Multifetal tradition in Japan

藤崎咲子

キーワード多胎児 ART 性別 援助・褒賞 数観念

关键词：多胞胎 ART 性別 援助赏赐 数字观念

要旨

本稿は日本の産育習俗の中から、特に多胎児に関して記録された事例を収集・分類し、その特徴を挙げることを目指した。初めに多胎児出生の現状を調べ、ART（生殖補助医療）の発達とその影響を受けた形で、1995年から2015年までの二〇年間に、多胎児出生率が増加のち減少するという状況になっていたことを確認した。次に多胎児伝承の中でも新生児の出生後に行ったとされる事例を収集・比較し、大別して六つの特徴（多胎児および親を非人間と捉える、多胎児を何らかの生まれ変わりと捉える、多胎児出生を周囲に報告する、新生児を別々に育てる、多胎児を一人の人間として扱う、多胎児の出生を喜ぶ）が見られることを指摘し、同性同士や異性の多胎児といった性別とその組み合わせでも、その出生は幸不幸どちらの意味にも取られることを考察した。また記録された多胎児出生事例として六国史の記述を取り上げ、当時の上流階級においては多胎児が出生した場合、国に出生を報告し、国は家に対し物的・人的援助・褒賞を行っていたこと、日本の数観念から、特に三つ子の出生を喜んでいた可能性を示唆した。

摘要

本文通过分析日本的生育习俗，特别是通过收集和分类“多胞胎”（一位母亲同时生出多个孩子）的相关事例记载，解明其特征。首先，通过调查多胞胎的出生现状可知，从1995年到2015年的二十年间，受到“ART”（生殖辅助医疗）发展的影响，出现了多胞胎出生率先增后减的状况。其次，收集和比较多胞胎传说之中新生儿出生后实行的事例，指出六大特征（分别从多胞胎和父母不是人类、多胞胎是什么东西的转世、向周围人报告多胞胎的出生、分别养育新生儿、将多胞胎作为人类对待，因为多胞胎的出生而高兴角度进行区分）的同时，考察同性和异性多胞胎的性别因素对孩子的出生获得幸福感的异同。多胞胎出生的事例早在六国史中已有记载。当时的上流阶级中要是有多胞胎出生的话，需要向国家报告。国家会给予援助赏赐。最后，根据日本对数字的观念可以推断，三胞胎是最让人高兴的事情。

はじめに

近年見られる医療技術の発展は目覚ましく、その功績は特に生殖補助医療や延命治療など、人間の生死に直接携わる場面において目を見張るものがある。しかし良い面ばかりではなく、技術の向上によって出産や死のかたちに変化したことで、生命倫理の観点から議論すべき事例も頻出するようになった。必要以上の延命治療を求めない「尊厳死」などはその好例であろう。カイザーリンクが提唱した「生命の尊厳sanctity of life (SOL)」と「生命の質quality of life (QOL)」両方⁽¹⁾が求められる時代となっている。

延命治療や脳死判定に伴う臓器移植の問題が「死」を巡る議題であるとするならば、「生」を巡る議題は出生に関する問題であると考えられる。例えば生殖補助医療技術が発達した現在、生まれてきた子供が多胎児であるという事態は珍しいことではなくなっている。しかし現代ほど技術が発達しておらず、医学的知識も浸透していなかった時代、多胎児はどのように受け止められてきたのだろうか。

民俗学の分野から多胎児伝承について言及した研究者として、多胎児出生時に行う習俗から多胎児の受け止められ方について言及した井之口章次や、『日本産育習俗資料集成』に収録された事例を中心に多胎児に対する感覚を考察した鎌田久子、板橋春夫などを挙げることができる。しかし各研究者の論考には、興味に合致する多胎児伝承を数例取り上げ、その上で解釈を行っている風潮が見られる。事例数を増加することで全国的な比較を行い、多胎児伝承事例に見られる傾向を指摘する必要があると考えられる。

本稿では、先行研究で主に用いられている資料『産育習俗資料集成』のほか、各地の調査報告書から具体的な多胎児伝承事例の収集を行い、多胎児伝承の特徴と傾向を挙げることを目指す。

(1) Edward W.Keyserlingk 『Sanctity of Life and Quality of Life—Are They Compatible?』 1983

1. 日本における多胎児出産の現状

最初に、日本における多胎児出産の現状を確認しておきたい。総務省による人口動態調査⁽²⁾によれば、平成27年（2015）の分娩件数1,017,975件のうち単産1,007,746件（99%、小数点第2位以下四捨五入、以下同様）に対し複産が10,194件（1%）、複産の内約は双子10,066件（99%）、三つ児122件、四つ児5件、五つ児1件（総計1%）となっている。なお二〇年前の平成7年（1995）は分娩件数1,215,174件中、複産は10,900件（1%）、うち双子10,529件（97%）、三つ児337件（3%）、四つ児30件、五つ児3件、七つ児1件（総計1%以下）と記録されている。このことから、二〇年間で単胎・複胎の出産割合は変化していないが、三つ子以上の分娩件数が減少していることがうかがえる。

日本の生殖医療における多胎妊娠の認識として、三つ子以上の多胎妊娠の発生率は1994年以降に徐々に上昇し、2007年頃から減少が始まっており、特にART（Assisted Reproductive Technology 生殖補助医療を指し、体外受精・顕微授精等の方法を用いる）による多胎妊娠は2004年まで増加していた⁽³⁾とする報告が確認できる。

- 一方、多胎児に関連すると考えられる日本の産科医学の動向を確認すると、
- ・平成8年（1996）日本産科婦人科学会が「多胎妊娠に関する見解」を会告（体外受精・胚移植で移植する卵は3個以内が原則、排卵誘発剤はできるだけ控える）
 - ・平成10年（1998）長野県で妻以外の卵子を用いて体外受精、双子の男児出産
 - ・平成11年（1999）日本産科婦人科学会が母子生命に危険がある場合に限り減数手術を容認すると会告

(2) 記載した件数は、新生児の出生・死産・不明を全て含む。出典は「単産－複産（複産の種類・出生－死産の組合せ）別にみた年次別分娩件数」2016/12/20確認（https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001157965&requestSender=estat）

(3) 一般の排卵誘発法では変わらず一定の割合で多胎妊娠が発生しているため、ARTによる多胎妊娠の発生率変化は、日本産科婦人科学会の見解に従って移植胚数を減らしている効果が表れたものとする認識が大きい。（苛原稔「配偶子操作と命の選択」（シリーズ生命倫理学編集委員会編『生殖医療 シリーズ生命倫理学第6巻』2012）参照）

- ・平成12年（2000）厚生科学審議会の専門委員会が「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療のあり方についての報告書」（対外授精時に移植する受精卵は原則2個、体外受精における夫以外の精子の容認、母子生命に危険がある場合の減数手術の容認）を発表
- ・平成16年（2004）東北地方の病院で胚盤胞移植を受けた女性が結合双胎を妊娠、本人の同意を得て中絶していたことが判明
- ・平成20年（2008）日本産科婦人科学会が、体外受精で子宮に戻す受精卵は原則1つとする指針を発表⁽⁴⁾

以上の事例が記録されている。

また日本において、ゴナドトロピン療法（排卵誘発剤による不妊治療）によって五つ子が出生したのが昭和41年（1966）、長野県の病院で4胎から双胎への減数手術に成功したのが昭和58年（1983）、東北大学で日本初の配偶者間体外受精児が誕生したのが同じく昭和58年と確認できる。

また多胎児に関係するARTを巡る問題の一つに、胎児減数手術（selective reduction）が挙げられる。1981年にケレニー（Kerenyi）が妊娠中の双子のうち、ダウン症の一人を子宮内で中絶したことに端を発する「双胎以上の妊娠を対象として、多胎児の一部の死亡を直接的な目的として実施し、最終的に残す胎児の安全確保および救命」を目的とするこの処置は、現時点で

社会的：どの場合を対象とするか合意が得られていない

医学的：残存胎児への影響は少ないとされているが結論は出ていない、減数手術後に出生した子供の長期追跡調査は行われていない

法律的：母体保護法における人工妊娠中絶の定義に減数手術は記載されていない

倫理的：「どの子供の生命を絶つか」を医師が決定してよいのかという意見が存在

以上の問題点が指摘されている。日本では三つ子以上の多胎妊娠に対する減数手術の施行率は1994～1996年の三年間では21.7%であったが、12年後の2006～2008年には33.4%に上昇している。現状、倫理・医学的に問題が存在する手段

(4) 酒井明夫他編『新版増補 生命倫理事典』2010、太陽出版

であるため、その実施はやむを得ない場合に限るべきであり、対象となる超多胎妊娠（三つ子以上の多胎妊娠）の発生そのものを減らす必要があるとの意見が存在する。

日本における出産件数の現状と多胎妊娠に関する歴史から、1990年代～2015年における多胎児出生の状況は

- ①1960年代に日本に導入された排卵誘発剤、1980～90年代に多用された体外受精・胚移植などの不妊治療によって超多胎児の妊娠件数が増加
- ②1990年代より多胎妊娠に伴う出産の危険等を鑑み、日本産科婦人科学会および厚生科学審議会によってARTで用いる受精卵の扱いが規定化
- ③同じく多胎妊娠に伴う母胎の危険性を下げるべく胎児の減数手術件数も増加、相対的にARTによる多胎児妊娠件数が減少

大まかには、約二〇年間で以上の変化が起こっていることを辿ることができる。

本節では日本の多胎児出生の現状として、二〇年前と比較すると単胎児と多胎児の出生割合自体は大きく変動していないが、三つ子以上の出産件数が減少していること、その理由としてARTの発達に伴う超多胎妊娠の増加を防止することを目的とする二つの手段（受精卵の取り扱いの制限、母子の安全確保を主とする減数手術）が1990～2000年代に取られ、その結果が現在の出生状況に反映されていると述べた。

2. 日本各地の多胎児伝承事例（表1）

日本民俗学の分野において、多胎児伝承について考察された研究は決して多くない。日本の多胎児を巡る歴史と伝承について取り上げた研究者の一人に、産育習俗および禁忌習俗語彙から多胎児に関する語句を紹介した柳田國男が挙げられる。しかし柳田は多胎児に関する伝承を「迷信」「鬼事まゝ事」と言及している⁽⁵⁾点から、柳田自身は双子に関する伝承を、研究すべき問題として重視していなかった可能性が考えられる。大間知篤三⁽⁶⁾や大藤ゆき⁽⁷⁾も多胎児の

(5) 柳田國男『禁忌習俗語彙』國學院大學方言研究會、1938 p.45

(6) 大間知篤三「双生児について」(『民間伝承』第三巻第四号、1937) p.41～42

(7) 大藤ゆき『兒やらひ』三國書房、1944 p.186

伝承に触れているが、多胎児の出生は喜ばれないとして、当該習俗を詳細に取り上げて考察を加えている訳ではない。このほか多胎児伝承について言及した研究者に、多胎児出生時に周囲に報告する伝承の考察を試み、魂呼び習俗と関連付けた井之口章次⁽⁸⁾、柳田國男が中心となり第二次世界大戦前に調査を行った、日本および近隣国の産育習俗報告書である『日本産育習俗資料集成』に収録された事例を中心に、双子にまつわる産育習俗全般に焦点を当て、双子を産むとされる禁忌や、出生した後に行う習俗について言及した鎌田久子⁽⁹⁾、魂呼び事例に類似した多胎児習俗に対する解釈を行った板橋春夫⁽¹⁰⁾などが挙げられる。また板橋作美は「境界・裂け目」や「分割・分裂」の観念を、双子や兎唇にまつわる習俗から指摘し、双子とは二人の人間でありながら、強い結びつきを持つ故に一人の人間でもあるという、完全に分離した存在とは捉えられていなかったと考察した⁽¹¹⁾。日本において、多胎児伝承についての報告書自体は一九三〇年代前後から二〇〇〇年代まで確認でき、関連する先行研究の傾向は、事例収集と意味解釈が中心になっていると考えられる。しかし事例から読み取れる習俗内容の傾向に言及せず、数例の事例から各研究者が展開する意味解釈に繋げる内容の論考が多く見受けられる点が指摘できる。

日本において多胎児にまつわる伝承には様々な内容が確認できるが、出産以前に行われるものと、多胎児の出生後、その生長等に関して行われるものの二通りに大別できる。本節では後者の、出生後のものと考えられる伝承の収集を行い、その特徴を考察する。

2-1. 多胎児および親を非人間と捉える

多胎児そのものや多胎児を産んだ親（母親）を特別に呼び表す事例が、日本には数多く見られる。宮城県仙台市（表1、21番）には「双子を産んだ妊婦を

(8) 井之口章次井之口章次「誕生と育児」1959（大間知篤三他編『復刻日本民俗学大系』第四巻 社会と民俗Ⅱ、平凡社、1976）

(9) 鎌田久子「多胎児の民俗—双子を中心に—」（『日本常民文化紀要』第八輯（Ⅰ）成城大学大学院文学研究課、1982）

(10) 板橋春夫「ふたご誕生の民俗—双生児観の捉え方とその変容—」（『民俗学論叢』第13号 相模民俗学会、1998）

(11) 板橋作美「兎唇と双子—俗信の論理（五）」『俗信の論理（民俗宗教シリーズ）』東京堂出版、1998

畜生腹と言って卑しむ風があった」として、多胎児の母親を動物の腹部を意味する「チクショウバラ」の呼称で単胎児の母親より下位に見ていたと推測できる事例が存在する。「チクショウバラ」や「ツキショーバラ」といった呼称は、このほか埼玉県戸田市（77番）滋賀県高島郡（223番）高知県高岡郡（283番）などの広範囲に確認できる。なお三つ子の親である筆者の母親（1961年東京生）も、多胎児の母親が「チクショウバラ」と呼ばれる場合があることを知っていたため、この呼称は近年まで残存していた可能性が考えられる。

この名称は地域にもよるが、全ての多胎児に用いられていた訳ではない。「ことに男女の双子は「畜生だ」といい嫌われ」たとする千葉県船橋市（107番）や愛知県（195番）の例、双子ではなく三つ子を指した山梨県南巨摩郡（158番）の事例からは、事例数の少なさゆえ現時点での判断は不可能であるものの、多胎児の中でも特定の組み合わせや人数の場合を指して用いた呼称であった可能性も考えられる。

また「チクショウバラ」以外の呼称として、静岡県引佐郡（185番）の「犬腹」、鹿児島県大島郡（316番）の「ブタゴ」が確認できるが、これらの事例で例えられている犬・豚は共に多産で知られる動物である。このような呼び方からも多胎児およびその親が普通の人間とは異なる、数多くの仔を産む動物により近い存在と見なされていたことがうかがえる。

2-2. 多胎児を何らかの生まれ変わりと捉える

日本には生まれてきた多胎児を「何々の生まれ変わり」と捉える伝承も多い。その中でも大多数を占めるのは、東京都町田市（118番）などに見られる「双生児は心中者の生まれかわりといってきらった」とする内容であろう。多胎児を心中した者の生まれ変わりと見なす伝承は宮城県から奈良県まで確認でき、日本列島の中でも広範囲におよぶ。またその中でも「男女二人の双子は「心中の生まれ替り」ともいわれ、更に嫌われた」と伝えられる茨城県東海村（57番）、「男女の双子が産まれると「畜生の子ができた」といわれ、妊娠中にいろいろなものを食べすぎたからだといわれる」埼玉県三郷市（101番）のように、元々嫌がられている双子の中でも、異性の双子は同性のそれに比べて、より強く否定される内容が確認できる。異性の双子の場合、愛知県海部郡（196番）など

の事例に見られる如く成長後、実際に結婚させたり、結婚のまねごとをさせる（愛知県、195番）事例が存在するほか、呼称も石川県石川郡（146番）の「メオトゴ」、大阪府狭山市（226番）の「ミョウトゴ」（＝夫婦子）などと呼ぶ事例が確認できる。当該伝承は、血の繋がりが二人を結婚させるという特異な習俗内容から生じた説明であるとも解釈できるのではないか。

2-3. 多胎児出生を周囲に報告する

多胎児の出生直後に行う習俗の中には、多胎児が生まれたことを周囲の人間に知らせる事例が各地で確認できる。特に岩手県雫石地方（15番）の事例「双生児を産んだ時には、亭主は屋根の棟に上り、オカダ（妻）は双生児を産んだと三回叫ぶと、次から双生児を産まない」のように、多胎児の父親が叫んで報告すると伝える伝承が多く、叫ぶ場所も屋根のほかに秋田県能代市（27番）の「窓」、三重県渡会町（208番）「屋の棟」など、家の敷地内でも高い場所に登り「俺のアバ（妻）、双子産（モ）ったー」（秋田県秋田市、29番）「見にござれ」（三重県船越、206番）など、多胎児が生まれたことを報告し、生まれて来た子供を見に来てもらうよう頼む呼び声が確認できる。

該当する行為を行う際、特定の装束を身に着けたり品物を用いながら叫ぶ場合があり、装束は「蓑・笠をつけて」登るとする長野県茅野市（166番）や三重県志島（207番）「白い腰巻」を用いると伝えられている。また品物には岩手県紫波郡（18番）の「膳」、埼玉県比企郡（90番）の「白・杵」、長野県茅野市（166番）の「蓑笠」、三重県布施田（205番）の「草苅鎌」、同県鳥羽市（214・215番）の「鍋つかみ」など多岐に渡る。一方で大声を出すだけでなく物音を立てながら報告する事例も存在し、「ヤマオシキ（膳）を叩き合わせながら叫ぶ」（岩手県比企郡、8番）、「一升杵を叩く」（三重県神明、204番）などが該当する⁽¹²⁾。なぜ多胎児出生の際に特定の品物を所持したり、音を立てながら報告する必要があるのか。該当習俗に関して、鎌田久子は次のように解釈する。

(12) 一方で鍋蓋・杵は魂呼び儀礼で用いられる道具でもある。斎藤たまは『死ともののけ』（新宿書房、1986）において、杵は行方不明者や失われた魂を呼び戻すために叩き、鍋蓋は呼び戻すだけでなく、悪しきものを祓う性質を持つ品物であると解釈している。

大きな音をたてる目的を考える時、全てに共通していることは、人間の生活に害を為すもの、悪霊を追い払うという目的である。死に瀕した病人の枕許で大きな音をたてることも、死霊を払って、蘇生させることで、まず第一目的は、死を誘う悪霊を追い払うことである。(中略) 双子出産の時、大きな声をたてる必要は、双子を異常と見做したか、あるいは双子という現象を起させたもの、双子のさらに背後にあるものをおそれたのか、問題である。(中略) 双子そのものを異常視するのではなく、そのような事態に到った原因を異常視しているといえないであろうか。この行為をするのは夫、双子から見れば父親である。父親の持つ生命力、そこに異常性を見、父親に蓑笠をつける、即ち旅立ちの装いをさせて、絶縁を表現しようとしたのである。⁽¹³⁾

双子そのものではなく、双子を生じせしめた外的要因（論中では悪霊もしくは父親の生命力）を追い払うために該当習俗を行うと解釈する向きが存在する一方、双子が繰り返し出生することを防止するべく行われていたとする板橋春夫⁽¹⁴⁾の考察も確認でき、日本の先行研究では当該習俗の明確な意味付けは定義されていない。

2-4. 新生児を（形式的に）捨てる、別々に養育する

多胎児の出生直後に行う習俗の中には出生報告のほかに、静岡県志太郡（184番）「双生児の場合、その一方を予め子どもを丈夫に育てた経験のある人や近親者で身振りの良い人に頼んでおいて、その家の門口や道の辻などに蒲団に包んで捨てて拾ってもらい、あとでもらい受けに行くという風習が明治の初め頃まであった」事例に見られるように、多胎児のうち（形式的に）一人を捨てる、あるいは養子に出すなどして別々に育てるという養育法が挙げられる。該当する事例の特徴は大別して「捨てる際に用いる道具」「捨てる場所」にあると言

(13) 鎌田久子「多胎児の民俗—双子を中心に—」（『日本常民文化紀要』第八輯（Ⅰ）成城大学大学院文学研究課、1982）p.282

(14) 板橋春夫「ふたご誕生の民俗—双生児観の捉え方とその変容—」（『民俗学論叢』第13号 相模民俗学会、1998）p.31～32

えるだろう。道具には布団のほか、栃木県真岡市（63番）の「サンダラボッチ（棧俵、米俵の両端に当てる藁製の円く編まれた蓋）」、埼玉県児玉郡（98番）・山形県南巨摩郡（157番）で用いられる「箕（穀物の選別・運搬に用いる農具）」、新潟県加茂市（156番）などの「タライ」が用いられる。一方捨てる場所には、「丑年に双子が生まれると二番目が総領をねらうものだといって、この子を一度コエヅカ（堆肥場）に捨てて、「あはは」と笑う。そして誰かに拾ってもらい、そこに改めてお礼の品を持ち、子どもを貰い返して来る」秋田県象潟町（34番）のほか、栃木県真岡市（63番）の「門前・四辻」や長野県諏訪市（161番）「橋のそば」など、川の近くを挙げる事例が確認できる。捨てる際に用いる道具および場所からは、日本において「鬼子」と称される異常出生の子供にまつわる産育習俗に類似する面⁽¹⁵⁾があるとも考えられるが、本節においては伝承に見られる特徴の指摘のみに留めておく。

もう一つ、多胎児の片割れを捨てたり別々に育てるとする事例には、産みの親とは別の「親」の存在が見られることを指摘しておく。例えば埼玉県鴻巣市（97番）は「(双子は)一人を捨て子の真似をして知り合いに拾ってもらい、その人に拾い親になってもらって育てた。こうすると、両方とも丈夫に育つと考えられていた」とし、知り合いの人間を拾い親として双子の片割れを捨ててもらおうと伝承される。子供を拾う、もしくは育てる人物は青森県下北郡（3番）や福井県金津町（153番）などに見られる親戚のほか、「よその出産間もない母親」（宮城県岩出山町、22番）「近所の裕福な人」（栃木県真岡市、63番）などが当該事例に見ることができる。一人の子供に対して産みの親に加え、拾い親などの後見人が複数存在したとする状況からは、当時の日本において親子関係に血の繋がりがさほど重要視されていなかったことをうかがわせる。

収集した事例中には一例しか確認できなかったが、「捨てた子供に対して笑う」という動作が存在する（秋田県象潟町、34番）。当該事例は日本の産育習俗における「胞衣埋め（出産後に母胎から排出された胞衣を、特殊な処置・儀礼を施して埋める）習俗」と類似した性質を持つと考えられる。単胎の出産に

(15) 斎藤たまは『生ともののけ』（新宿書房、1985）において、屋久島で採収した事例として、出生時既に歯が生えている「鬼子」や双子が「おにごどころ」と呼ばれる特定の場所に埋められたとする語りを紹介している。（p.104）

おいても、胞衣を「双子の片割れ」と捉える場合も存在し、実際に双子が生まれた場合も同様の儀礼を行っていた可能性がある。今後多胎児に限らず、厄年習俗やその他の産育習俗を考察する際に、改めて検討を行う必要がある。

2-5. 多胎児を一人の人間として扱う

多胎児伝承には前述した出生直後に行う習俗のほかに、新生児の出生後、育児の中に見られる伝承も存在する。その中の一つに、本来複数人存在する多胎児を一括りにして扱う内容が見られる。多く確認できるのは東京都府中市(124番)「双生児の場合には同じ服装をさせていた」、長野県諏訪郡(162番)「雙児は優劣のないように、着物も食物も皆同じにして育てた」などとする、多胎児を養育する場合は服装や食事、所持品などを統一すべきと戒める事例である。多胎児を置く環境を同一にする理由として「双生児の持ち物はすべて同じにして育てた。さもなければ、片方が負けることがある」(福井県大野郡、151番)、「双子には紐の二本まで同じものを与えぬとどちらかが厄負けをする」(岐阜県穂積町、175番)といった、両者に勝ち負けが生じるためと説明する事例が確認できる。双子に勝ち負けが生じるとする考えは様々な地域で見られ、青森県東通村の事例「同性の双子は勝ち負けがあり一方が早く死ぬといい、親戚がもらって育てた」(7番)とする、前述の「多胎児を別々に育てる」伝承にも同様の意図が存在することをうかがわせる。

多胎児の扱いを同一にする習俗の中には、片方が死亡した場合も同様に扱う内容が見受けられる。双子のうち「片方が死ぬともう片方も死ぬ」とする伝承は、福島県いわき市(52番)鳥取県江津市(250番)沖縄県那覇(323番)など日本列島の広範囲に見られ、実際に多胎児が死亡した場合として、香川県大川郡(269番)では「双子のうち、一人が死んだ時はわら人形を一緒に入れて葬ると、残った子供は丈夫に育つ」とされる。本事例に際し、坂井千代も薩摩地方(鹿児島県)の事例として「双生児の一人が死んだ時その棺の中に人形を入れて葬らぬと他の一人も死ぬ」とする伝承を紹介⁽¹⁶⁾している。このように多胎児のみに適用される埋葬法からは、人形を生き残った子供(双子の片割れ)

(16) 坂井千代「児童に関する迷信」(『中山文化研究所紀要 第四冊』中山文化研究所、1936)

に例えて、二人が運命を共にせず、一人でも生き残るよう祈願した習俗として考えられる。なお愛媛県柳谷村（277番）「双子のうち一人を粗末に扱うと、もう一人が「連れていく」（死ぬ）ので、二人とも同様に育てねばならない」事例のように、二人が共に死亡することを防ぐために扱いを同じにする事例も確認できた。

なお、民俗学のほか博物学や細菌学に造詣が深かった南方熊楠（1867～1941）もこの習俗に興味を持っていたらしく、1911年に雑誌『ノーツ・アンド・クエリーズ』において、「双子とテレパシー」の題で

日本、少なくとも当地では、親は気をつかって、双子にまったく同じものを食べさせたり、同じ衣服を着させたりする。靴の紐の色がわずかに違って、劣ったほうの子にとって不利、あるいは致命的とすら信じられているのである

と答弁しているほか、最晩年の1941年にも「多乳房と多胎産」の中で浄瑠璃『菅原伝授手習鑑』に登場する三つ子を引き合いに出して「双児・三ッ児の相互の連感は微妙を極め、往々万里を隔てて同日同刻に同じ夢を見、同じことを予知し、一方は変死し一方は急病で終わることなどもあるようだ。人に限らず、多年蛙や亀を孵しても、しばしばこんな例を見た」と言及している。しかし熊楠自身は多胎児でも何でも「産めよ殖やせよ」とする風潮を非難していたことが想定できる⁽¹⁷⁾。

(17) 南方熊楠「多乳房と多胎産」（『大日』257号）1941

双児、三ッ児の育て方は、いとむつかしく、『菅原伝授手習鑑』に、梅王丸が、「桜丸とわれとおのれ三人は、世にまれな三ッ児、顔と心は異っても、著る物は三人一緒、ひよんな者産んだと、親父が気の毒に思うた」とある通り、双児、三ッ児ともに、一切の手当て、飲食著物、髪月代までも、毫も偏頗なく、至って均等にして取らせねば、たちまち不測の大患に罹るから、並大抵の親どもが養い能うところにあらず。むかしは特別にその料を恩賜あったものだと毎度故老より承った。三十年ほど前、余の知人に双児の扱いにいささか片落ちのあったを、親が気付かずして過ごしたところが、兄の方が痴呆化して行方不明（しれず）。数日後に近所の林下に自殺しあった一例に遭うた。ガルトンやマヤースの大著によると、双児、三ッ児の相互の連感の微妙を極め、往々万里を隔てて同日同刻に同じ夢を見、同じことを予知し、一方は変死し一方は急病で終わることなどもあるようだ。人に限らず、多年蛙や亀を孵しても、しばしばこんな例を見た。双児、三ッ児にかかる七六（しちむつ）かしい子細あるに頓着なく、梅は散り、桜は枯るる世と知らず、「そちの嬢も若いほどに、うますなら俺にあやかりや」と、白太夫が十作に言い放った気持で、二子、三ッ子までも産めよ殖やせよと囁し立てる人々の頭は充分どうかしておる。

2-6. 多胎児の出生を喜ぶ

多胎児はその存在が全て忌まれていた訳ではないらしい。日本各地に、全体の事例数からは少数だが、多胎児が生まれてきたことを喜ぶべきものと捉える事例が確認できる。例えば福井県坂井郡（154番）では「双生児は一部落全員が集合してこれを祝う」、岐阜県国府町（181番）では「父が四二歳のときにできた双児は「間に合う」（役に立つ）」とする伝承が見られ、これまでの伝承とは多胎児に対する受け取り方が全く異なることが分かる。また尊ばれる多胎児も異なり、和歌山県（245番）「男性の双生児は、真珠の生まれ変わり」のように同性の双子のほか、異性の双子を貴いとする福島県西白河郡（45番）や香川県綾歌郡（272番）、三つ子が誕生すると喜び無事の発育を祈願した愛媛県上浮穴郡（281番）などが該当する。しかし日本の多胎児伝承には、多胎児を喜ぶ事例と忌む事例が同地域に確認できる場合があり、地域ごとに多胎児の扱い方を区別することは難しい。現時点で収集している事例からは、多胎児の出生を喜ぶ地域は東日本に比べ、西日本に比較的多く確認できるという傾向が挙げられるが、この偏りが何を意味するのかという疑問を解決するには至っていない。

本節では日本の多胎児伝承を特徴ごとに分類することを試みたが、各事例を見ていくと、日本において多胎児はその出生時のほか、養育時や死亡時に、一人で生まれてくる単胎児とは異なることを行い、区別されていたことがうかがえる。また一方で、日本では全国的に多胎児伝承自体が多数報告されていることを指摘したい。表では多胎児の出生後に行う習俗事例327例をまとめたが、出産前に多胎児が生まれないように食事や行動に制限を設ける伝承を含めると、多胎児伝承事例は現時点で600例以上が確認できる。このように多胎児にまつわる事例数の多さからは、日本では多胎児に対して古くから関心を持ち、また日本各地の早い段階で、多胎児にまつわる伝承文化の調査および報告が行われていたと指摘することができる。

もう一つ注目点として、多胎児は性別とその組み合わせが各事例において重視されていると考えられる。最も顕著なのは「男女の双子は心中した者の生まれ変わり」と見なす事例だが、1.「多胎児および親を非人間と捉える」や6.「多胎児の出生を喜ぶ」事例からも性別について言及する箇所が多々見られた。性別と組み合わせに関しては喜ぶ・嫌がるといった家族や第三者の感覚以外に

も、「(男女の双子は) どちらかが欠けやすい(群馬県桐生市、68番)」など、出生後の生育について言及している事例も確認できるので、単に家相続の問題だけではない可能性も考えられる。

多胎児出生後の伝承を取り上げたが、現時点では出生前に行うとされる習俗として、特定の食物を食べないように戒めるものと、特定の動作を戒めるものの二種類が確認できる。特に食物禁忌に関しては、禁じる対象を二つ割れの栗(東日本中心)もしくは蜜柑(西日本中心)で分布に差があることを見ることができが、それ以外の伝承は出生前後を併せても大差を見つけることができない。出生前に行う習俗はほぼ全てが多胎児の出生防止を目的としたものなので、多胎児の出生を嫌がる風潮が全国的なものなのか否か、各事例を精査して分類する必要があるだろう。

3. 日本の古代社会における多胎児伝承の記録(表2)

前節において、日本では古くから多胎児に対して関心を持っていたと言及したが、歴史上ではいつから多胎児の存在が記録されているのだろうか。古代日本の律令国家が編纂した一連の正史とされる「六国史」には、神話の要素が絡む『日本書紀』を除く、奈良時代から平安時代に成立した『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』に多胎児出生の記録が確認できる。当時の多胎児の記録から、多胎児の受け取られ方を考察したい。

「六国史」には約200年弱の間に、37例の多胎児出生報告(出生年月・報告場所・母親の名前・出生人数・援助内容)が記録されている。まず挙げられる特徴は、多胎児の中でも三つ子の出生記録が群を抜いて多いという点である。37例中、双子1例(2%)・三つ子33例(89%)・四つ子3例(8%)となっている。双子の記録が一例のみである理由は、当該事例は双子を連続で三回出産したとする報告であったため、多胎出生が連続するという多胎児出生の中でも珍しい事例であったためと考えられる。また多胎児の出生に際し、国から何かしらの援助・褒賞が与えられている点も指摘できる。援助・褒賞の内容は稲(穀・粮・正税)のほかに布・衣服・乳母など、物的および人的援助が与えられている。

援助されるものは『続日本紀』から『日本後紀』一部までの奈良時代は上記の援助品が事例によって変動している。しかし、『日本後紀』から『日本三代実録』に記録される平安時代には多少の揺れは見られるものの、「稲300束+乳母一人」というように援助の内容が固定されてきたことが指摘できる。これらの記録から、当時は多胎児が誕生すると国家に報告し、国家は多胎児を輩出した家に対して食料（稲・乳母）や日用品（布・衣類）、人手（乳母）などを援助していた可能性が想定できる。

前述した特徴の中でも、際立って三つ子の報告例が多いことは注目に値するであろう。古代以降も三つ子は注目された存在だったらしい。長岡博男は加能地方（石川県）の伝承として「三つ児を生めば大変目出度い（中略）昔は三つ児を生むと、その子供に夫々扶持があたつたが、四つ児を生めば畜生の分際だと云つて却つていやしめられた」⁽¹⁸⁾と報告しており、同じ多胎児でも三つ子と四つ子ではまた扱いが異なるものであったことがうかがえる。鎌田久子は当該問題に関して

一つには偶数と奇数の観念である。一子と三子とはいずれも奇数という点で一致し、割り切れぬ数として、無限に永続するという思想である。それに対し、双生児、四つ児はいずれも偶数であり、割り切れる、即ち零になり、無という考え方である。或いは相対するものとして、互いに対立する数字から、そこに勝負けの結果を予想し、あえてそれを避けようとする考え方である。⁽¹⁹⁾

と論じ、日本の数観念が多胎児の受け取り方にも影響を与えていると考察する。日本では単に三つ子以上の多胎児が喜ばれている訳ではなく、数字の「三」が吉事を表す故に、多胎児の中でも尊ばれていたと捉えられるだろう。古代の事例における三つ子尊重の風潮は、時代が下った江戸時代にも同様に確認できる。江戸時代の随筆には、各知識人が見聞きした多胎児出生事例が複数例確認でき

(18) 長岡博男「目出度い三つ児」（『ひだびと』九巻四号 飛騨考古土俗学会、1941）p.174

(19) 前掲（8）、p.286

るが、例えば滝沢馬琴（1767-1848）は『兎園小説拾遺』において「男子の三生、天下の吉事也。しかれども成長すべくや否難_レ計よしにて、頭おさへて未_レ及_二御届_一間、般五郎貧にて殆難儀といふ」⁽²⁰⁾と報告している。同様の報告を馬琴以前、神谷養勇軒（1638-1717）も指摘⁽²¹⁾しており、共に三つ子出生事例を取り上げ、三つ子の出生を非常に喜ぶべきものと捉えている点から、日本では少なくとも奈良時代から江戸時代の約1000年間、三つ子を瑞祥の象徴と捉えていたと考えられる。

しかし「六国史」に記録された胎児出生報告を確認したところ、記録された報告を一般の事例と捉えることは難しいと考えられる。多胎児の親として記録された名前を見ると、例えば『続日本紀』卷三に「新羅女牟久売」と記されているほか、『日本後紀』（卷九～十一）に「漢人部千倉売」、『日本三代実録』卷十一に「百済岑子女」といった名前が確認できる。各人物の名前にはそれぞれ諸外国の名が冠されており、約三分の一の事例にそのような名称を持つ人物が記録されている。この点から「六国史」において、日本は自国民と他国民の出生報告を、どちらも正史として記録していたことがうかがえる。また、親の身分という問題も挙げられるだろう。「国造」や「物部」、「舍人」といった官職や豪族、およびそれに準ずる身分の名が冠されている人名が多々見られる点から、記録に残っている多胎児の母親はその夫が国の上層部や要職に就いている人物であった可能性が考えられる。当時の平民に関する記録の残存が見込めない以上、当時の上流階級のみ適応可能な仮説だが、

- ・主に三つ子以上の多胎出産に際し
- ・親の出身国はさほど関係なく
- ・物的および人的援助が国家より与えられていた

以上三点を日本の古代社会における多胎児出生の特徴として挙げられる。なお歴史学者の直木孝次郎は「六国史」に見られる多胎児出生報告に見られる特徴のうち、多産者が住む土地の分布から、政府に影響を与える地方の人口増加を

(20) 滝沢馬琴編『兎園小説拾遺』（日本随筆大成編輯部『日本随筆大成〈第二期〉5』吉川弘文館、1974）p.107

(21) 神谷養勇軒『新著聞集』（日本随筆大成編輯部『日本随筆大成〈第二期〉5』吉川弘文館、1974）p.351

促すために援助を与えたとする、多産褒賞と政治的配慮の関係⁽²²⁾を指摘している。また女兒のみの三つ子に援助が与えられている『続日本紀』に対し、以降の史書に同様の記事が見られない点に触れ、「女に対する政府の態度の変化を示すものとして注意される」⁽²³⁾と言及している。

本節では日本古代の記録に残されている多胎児出生の報告から、当時は親の出身国には関係なく、上流階級が三つ子以上の多胎児を出産した場合に国から援助・褒賞があり、援助を与える理由としては子供の成育に加え、特に三つ子が生まれたという事態がその年、その時期の瑞祥を示すと考えられたために、国家の更なる繁栄を願ったためと考察した。

まとめ

本稿では最初に、日本における多胎児出生の現状を日本の産科医学史等から確認し、多胎児出生の割合は1990年代から2015年までに増加ののち減少傾向が見られる点について言及したほか、ARTの技術導入と普及、それに伴う母子の安全確保を目的とした状況改善（受精卵の扱い、減数手術）により上記の傾向が見られるに至ったと指摘した。

また日本の多胎児伝承として、多胎児の出生後に行う習俗を収集・分類し、多胎児出生直後に見られる特徴を三点（多胎児および親を非人間と捉える、多胎児を何らかの生まれ変わりと捉える、多胎児出生を周囲に報告する）、多胎児を育成する中で見られる特徴を二点（新生児を別々に育てる、多胎児を一人の人間として扱う）挙げると共に、多胎児が誕生することを喜ぶべきものとする特徴を併せて指摘し、特に生まれた子の性別とその組み合わせに多大な関心を持っていた可能性について触れた。

(22) 直木孝次郎「続日本紀の多産記事」（直木孝次郎『奈良時代史の諸問題』塙書房、1968）p.389

政府のある帝都およびこれに近接する畿内地方と、さらに朝廷の勢力の基盤をなした東国とを重視する大化以前の風潮が奈良時代にも引き続いて存在していて、この地方の人口増加を奨励するために、多産に対する褒賞を特にこれらの地方に対して行ったからであろうと思う。

(23) 前掲（22）、p.390

一方、日本の多胎児観の歴史に触れるため、古代の歴史書「六国史」に見られる多胎児出生報告を取り上げ、奈良時代から平安時代の上流階級の事例として、当時は三つ子以上の多胎児が出生すると国にその出生を報告し、国は多胎児を輩出した家族に対して援助・褒賞として物的および人的財産を与えていたとする傾向を説明した。古代からの文字記録や多数の伝承事例からは、日本においては各地の比較的早い段階で多胎児に関心を持ち、伝承文化の調査および報告が行われていたと解釈できる。

今後の多胎児伝承研究の展開として、中国をはじめとした東アジア、ひいてはアジア全域にまで範囲を拡げた多胎児伝承を収集・比較し、国ごとの特徴や伝承の相違について考察することを目指したい。諸外国の事例は未だ確認できていないが、例えば永尾龍造による中国の多胎児伝承報告⁽²⁴⁾や『日本産育習俗資料集成』に記載された、中国や台湾先住民族の産育習俗事例からは、双子や三つ子は偉人の生まれ変わり・瑞祥の相として喜ばれたとする一方、性別やその組み合わせ、伝承される地方によっては逆に不幸の相としてその出生を忌む事例が存在することが見受けられる。現時点では東アジアの多胎児伝承は男児のみで構成された多胎児をより尊び、日本に比べ生まれてきた子供の性別を重視するといった傾向が確認できるのではないかと解釈しているが、現在事例確認できているのが戦前の日本人によって記された資料のみであるため、本稿では明言を避ける。今後は各国で調査された現代の民俗誌等を参照し、アジアの産育習俗全体から見た多胎児伝承の立ち位置についても考察していくべきであろう。

参考文献

- 渥美清太郎『日本戯曲全集』第二十八巻 歌舞伎篇 春陽堂、1928
『中山文化研究所紀要 第四冊』中山文化研究所、1936
黑板勝美・国史大系編集会編『新訂増補 国史大系』第五巻 類聚国史前篇 吉川弘文館、1965
黑板勝美・国史大系編集会編『新訂増補 国史大系』第四巻 日本三代実録 吉川弘文館、1966
黑板勝美・国史大系編集会編『新訂増補 国史大系』第三巻 日本後紀・続日本後紀・日本文

(24) 永尾龍造『支那民俗誌』第六巻 児童篇上巻 支那民俗誌刊行会、1942

徳天皇実録 吉川弘

文館、1966

黑板勝美・国史大系編集会編『新訂増補 国史大系』第二巻 続日本紀 吉川弘文館、1966

古野清人「双生児の民俗学」1967（古野清人『古野清人著作集』第四巻 三一書房、1972）

『南方熊楠全集』第5巻 雑誌論考Ⅲ 平凡社、1972

日本随筆大成編集部『日本随筆大成〈第二期〉5』吉川弘文館、1974

恩賜財団母子愛育会編『日本産育習俗資料集成』第一法規出版、1975

加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎—欧米の「生命倫理」論』東海大学出版会、1988

酒井明夫他編『新版増補 生命倫理事典』太陽出版、2010

シリーズ生命倫理学編集委員会編『生殖医療 シリーズ生命倫理学第6巻』丸善出版株式会社、2012

『南方熊楠英文論考〔ノーツアンドクエリーズ〕誌篇』集英社、2014

